# 事業所税の手引

（令和7年4月1日現在）

旭　川　市

# 目　次

Ⅰ　事業所税の概要 …… 1
1　事業所税について …… 1
2　事業所税の使いみち …… 1
3　課税団体 …… 2

Ⅱ　事業所税の課税対象等 …… 3
1　課税対象（課税客体） …… 3
2　納税義務者 …… 3
3　課税標準 …… 3
4　税率 …… 10
5　免税点 …… 10
6　非課税 …… 11
7　課税標準の特例 …… 12
8　減免 …… 13
9　税額計算 …… 13
10　申告納付等 …… 14

Ⅲ　みなし共同事業 …… 14
1　みなし共同事業の考え方 …… 14
2　特殊関係者 …… 15
3　同族会社の判定 …… 15

Ⅳ　事業所等の新設・廃止に係る申告 …… 17

Ⅴ　事業所等の貸付申告 …… 17

Ⅵ　更正、修正申告及び延滞金等 …… 18
1　更正、決定及び期限後申告 …… 18
2　修正申告及び更正の請求 …… 18
3　延滞金 …… 18
4　加算金 …… 19

参照条文凡例

根拠法令・参照条文等は、次のとおり略記しています。

1　法令名

地方税法…法、地方税法施行令…令、
総務省通知「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）」…取扱、
旭川市税条例…条、旭川市税条例施行規則…規

2　条文の表示

条…算用数字、項…○で囲んだ算用数字、号…漢数字、附則…附

【例】地方税法第701条の40第２項第３号 → 法701の40②三

# Ⅰ　事業所税の概要

## 1　事業所税について

事業所税は、道路、公園、上・下水道、教育文化施設等の都市環境の整備と改善に関する事業に要する費用に充てるために設けられた目的税です。市内の事務所・事業所において、法人又は個人が行う事業に対し課せられ、事業所床面積や税額等を納税義務者自らが算定し、これを申告及び納付していただきます。

事業所税の概要は、次のとおりです。

| | 資　産　割 | 従　業　者　割 |
|---|---|---|
| 納税義務者 | 事務所・事業所において事業を行う法人又は個人 | |
| 非課税措置 | 人的非課税・用途非課税の２種類で構成（11ページ参照） | |
| 課税標準 | 事業所床面積 | 課税標準の算定期間中に支払われた給与等の総額 |
| 課税標準の算定期間 | 法人：事業年度<br>個人：1月1日から12月31日まで | |
| 課税標準の特例 | 人的特例・用途特例の２種類で構成（12ページ参照） | |
| 免税点 | 事業所床面積が**1,000㎡以下** | 従業者数が**100人以下** |
| 税率 | 事業所床面積１㎡につき**600円** | 従業者給与総額の**0.25%** |
| 課税形式 | 申告納付（法人税や法人市民税と同じく、納税義務者自らがその納付すべき税額や課税標準を申告することを義務付けられ、その申告により税額が確定するものです） | |
| 申告と納付の期限 | 法人：事業年度終了の日から**２月以内**<br>個人：翌年の**3月15日まで** | |

免税点以下の場合であっても、旭川市内に有する事務所・事業所の床面積の合計が800㎡以上の場合、又は、従業者数が80人以上の場合には、事業所税に関しての申告書を提出していただく必要があります（条146④、規６二）。この場合、納付の必要はありません。

## 2　事業所税の使いみち

事業所税は、都市環境の整備と改善の費用に充てるための目的税で、次のような事業に充てられています。

(1) 交通施設（道路、橋りょう、側溝等）の整備
(2) 公園等の整備（都市計画公園整備、花咲スポーツ公園改修）
(3) 河川の整備
(4) 小中学校の整備（設備改修、学校施設建設費等）

(5) 障害者福祉施設、老人福祉施設、保育所等の整備
(6) 合併浄化槽整備に要する経費の補助
(7) 公害の監視事業
(8) 公民館等の整備（文化会館改修等）
(9) 防災に関する事業（コミュニティ防災資機材等整備事業、避難場所整備事業）
(10) 火葬場の整備（旭川聖苑改修、旭川聖苑火葬炉等整備）

## 3　課税団体

事業所税の課税団体は、令和7年４月１日現在、次の77団体です。

(1) 都及び政令指定都市（１都、20市）

東京都（特別区の存する区域）、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、相模原市、川崎市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

(2) (1)以外で、首都圏整備法の既成市街地を有する市（３市）

川口市、武蔵野市、三鷹市

(3) (1)以外で、近畿圏整備法の既成都市区域を有する市（５市）

守口市、東大阪市、尼崎市、西宮市、芦屋市

(4) (1)～(3)以外で、人口30万人以上の市のうち、政令で指定されたもの（48市）

**旭川市、**秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、所沢市、越谷市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、八王子市、町田市、横須賀市、藤沢市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市、四日市市、大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、姫路市、明石市、奈良市、和歌山市、倉敷市、福山市、高松市、松山市、高知市、久留米市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市

## Ⅱ　事業所税の課税対象等

### 1　課税対象（課税客体）

事業所税は、内に有する事務所又は事業所（以下「事業所等」といいます。）において、法人又は個人が行う事業に対し、課税されます（法701の32①）。

(1) 事業所等

「事業所等」とは、それが自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいいます（取扱第１章六(1)・第９章三(3)）。

また、これには本来の事業に直接、間接に関連して行われる付随的事業であっても社会通念上そこで事業が行われていると考えられるもの、例えば、倉庫、材料置場、ガレージ等も含まれます。

(2) 事業所等と認められるもの

事業所等と認められるためには、その場所において事業がある程度継続して行われることを要するため、たまたま２～３か月程度の一時的な事業の用に供する目的で設けられる現場事務所や作業小屋等は含みません。

ただし、仮設建築物であっても設置期間が１年以上のものは事業所等の範囲に含みます（取扱第９章三(3)）。

また、設置期間が１年未満のものであっても、店舗移転のための仮店舗等については、事業の継続性が認められるため、事業所等の範囲に含み、事業所税の課税対象となります。

### 2　納税義務者

事業所税の納税義務者は、建物の名義にかかわらず、当該事業所等において事業を行う法人又は個人です（法701の32①、取扱第９章三(4)ア）。

また、次に該当する場合も納税義務者となります。

(1) 連帯納税義務者

２以上の者が共同して行う事業については、それぞれに連帯納税義務が生じます（法10の2①）。

(2) 特殊関係者

特殊関係者を有する者がある場合において、当該特殊関係者が行う事業について一定の要件に該当するときは、当該事業はその者及び当該特殊関係者の共同事業とみなし、それぞれに連帯納税義務が生じます（法10の2①・701の32②）。

(3) 実質課税の原則

事業所等において事業を行うとみられる者が単なる名義人であって、他の者が事実上その事業を行っていると認められる場合には、事実上その事業を行っている者が納税義務を負います（法701の33）。

### 3　課税標準

事業所税は、資産割と従業者割の２種類で構成され、それぞれの課税標準は次のとおりです。

(1) 資産割

資産割は、算定期間の末日現在における事業所床面積を課税標準としますが、次の場合には算出方法に注意してください（法701の40）。

ア　算定期間中に同一敷地内で事業所床面積の変更（拡張・縮小）があった場合

課税標準となる事業所等の床面積は、算定期間の末日現在の床面積ですので、算定期間中に建物の増設、貸しビルの１室を追加して借りた場合においても、課税標準の算定期間の末日の現況によって計算します。

例）事業年度が４月１日から３月31日までの㈱旭川が、当初から事業を行っている1,500㎡の社屋のほかに、同一敷地内において新たに500㎡の事業用家屋を11月20日に建築した場合の課税標準は、次のようになります。

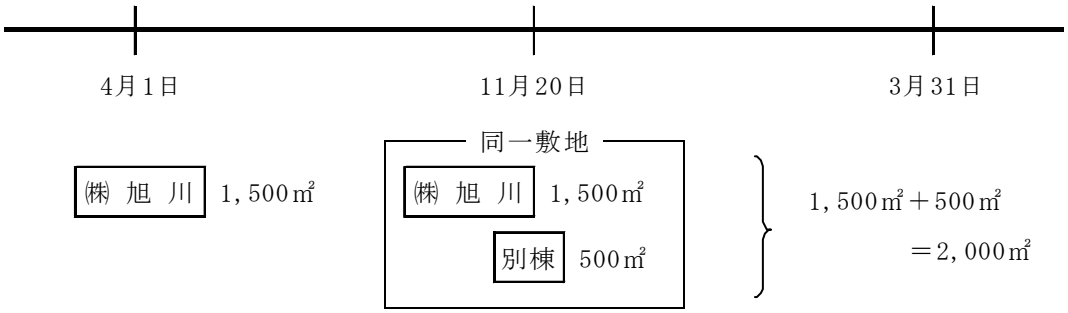


→　課税標準となる事業所床面積は、2,000㎡となります。

イ　事業所等の新設・廃止により事業所床面積が月割計算となる場合

算定期間の中途において事業所等の新設・廃止があった場合、課税標準となる事業所等の床面積は、月割計算によって算定します（法701の40②）。

この場合の「新設」とは、新たな場所に事業所等を設けることであり、上記アのような同一敷地内での事業所等の拡張は含みません。また、「廃止」とは同一敷地内の事業所全てを廃止することであり、敷地内に事業所等が一部でも残る事業所等の縮小は含みません。「拡張」や「縮小」の場合は、月割計算はせず、上記アのように算定期間の末日現在の床面積で計算します。

(ｱ) 算定期間の中途で事業所等が新設された場合

$$\left(\text{課税標準となる事業所床面積}\right) = \left(\text{算定期間の末日における事業所床面積}\right) \times \frac{\left(\text{新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数}\right)}{\left(\text{算定期間の月数}\right)}$$

例）事業年度が４月１日から３月31日までの法人が、10月１日に旭川市内の既存の事業所等とは別の敷地に事業所等を新設した場合　→５か月と計算

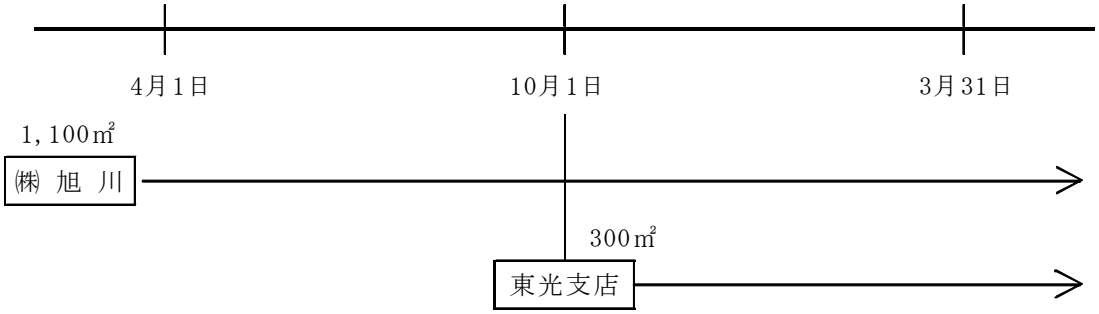


㈱旭川の課税標準　1,100㎡ ＋ 300㎡ × 5/12 ＝ 1,225㎡

(ｲ) 算定期間の中途で事業所等が廃止された場合

$$\left(\text{課税標準となる事業所床面積}\right) = \left(\text{廃止の日における事業所床面積}\right) \times \frac{\left(\text{算定期間の開始する日の属する月から廃止の日の属する月までの月数}\right)}{\left(\text{算定期間の月数}\right)}$$

例）事業年度が４月１日から３月31日までの法人が、10月８日に使用していた事業所等（末広支店）を廃止した場合　→７か月と計算

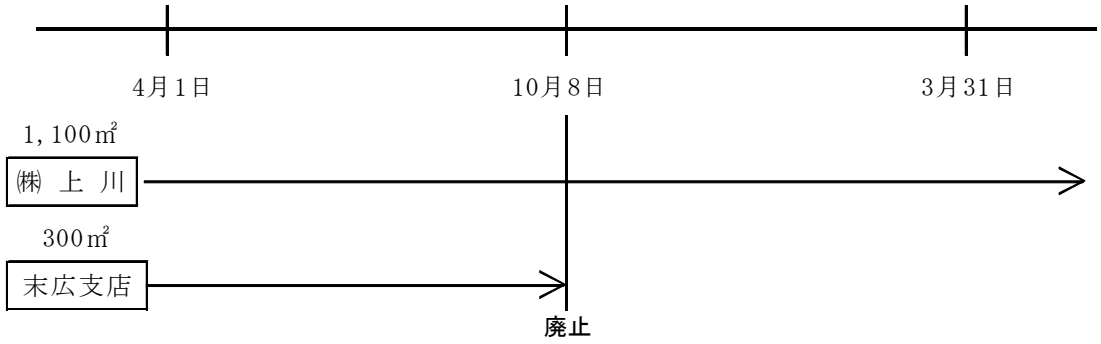


㈱上川の課税標準　1,100㎡ ＋ 300㎡ × 7/12 ＝ 1,275㎡

ウ　課税標準の算定期間が12月に満たない場合

法人の設立・解散や事業年度の変更等により、事業年度が12月に満たない場合にも、課税標準は月割で計算します。この場合、１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とし（切り上げ）ます（法701の40①・③、取扱第９章三(6)ア）。

例）事業年度が４月１日から３月31日までの法人を10月８日に設立し、同時に事業所を開設した場合

→　６か月と計算（事業年度が10月８日～３月31日となり、端数を切り上げるため）

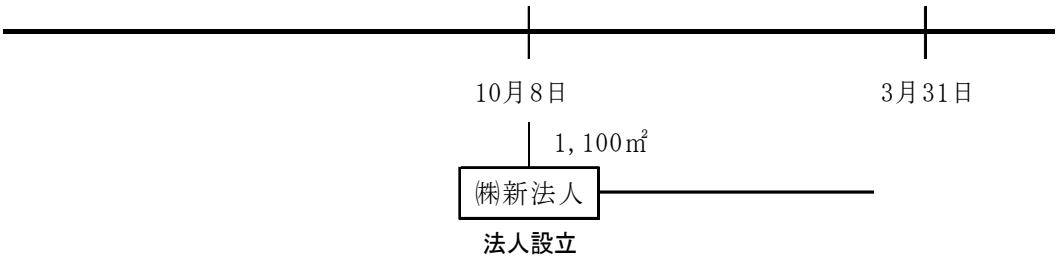


㈱新法人の課税標準　1,100㎡　× 6/12 ＝ 550㎡

※　算定期間の末日現在、免税点（1,000㎡）を超えているため、課税対象となります。

エ　他の事業者との共用部分がある場合

$$\left(\text{事業所床面積（資産割の課税標準）}\right) = \left(\text{当該事業者の専用部分の床面積}\right) + \left(\text{共用部分の床面積}\right) \times \frac{\left(\text{当該事業者の専用部分の床面積}\right)}{\left(\text{共用部分に係る全ての専用部分の合計床面積}\right)}$$

共用部分とは、同一家屋内で２以上の者が使用している廊下、階段、エレベーター、機械室、電気室、共用トイレ等の共用されている部分をいいます。

**共用部分の計算例**

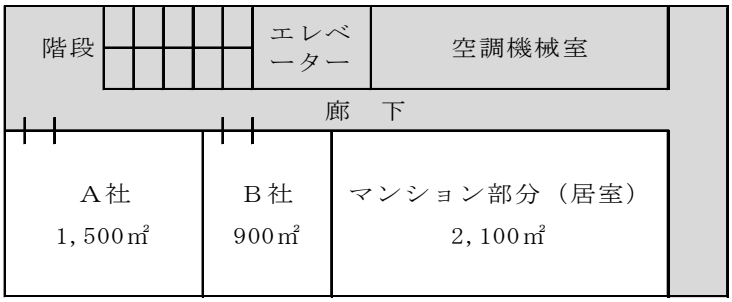


【床面積の内訳】
- 建物の延床面積：6,300㎡
- Ａ社の専用面積：1,500㎡
- Ｂ社の専用面積：　900㎡
- マンションの専用面積：2,100㎡
- 共用部分の面積：1,800㎡
（階段、エレベーター、空調機械室、廊下）

【計算式】

・Ａ社の事業所床面積 ＝ 1,500㎡ ＋ 1,800㎡ × $\dfrac{1,500㎡}{1,500㎡ + 900㎡ + 2,100㎡}$ ＝ 2,100㎡

・Ｂ社の事業所床面積 ＝ 900㎡ ＋ 1,800㎡ × $\dfrac{900㎡}{1,500㎡ + 900㎡ + 2,100㎡}$ ＝ 1,260㎡

※　移転等によりＢ社の専用部分が空室になった場合も、Ａ社の事業所床面積2,100㎡は変わりません。

※　複数階層ビルの場合、各階ごとの計算は行わずに、全ての階層の専用部分と共用部分とをまとめて計算します。

※　貸ビル等における共用部分の床面積について、賃貸借契約書等に記載がなく不明な場合は、貸主（所有者）への照会等により確認してください。

(2) 従業者割

従業者割の課税標準は、課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額です（法701の40①）。

従業者給与総額とは、事業所等の従業者（役員を含む。）に対して支払われる俸給、給与、賃金及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下「給与等」という。）の中から、通勤手当等の所得税法上非課税とされる部分を除いた総額をいい、年金、退職金等や保険外交員等の事業所得に該当する分は含めません（取扱第９章３(6)イ）。

なお、次の場合には算出方法に注意してください。

ア　障害者及び年齢65歳以上の者

障害者及び年齢65歳以上の者（いずれも役員を除く。）に支払われる給与等は非課税です（法701の31①五・②）。

・　課税標準の算定期間中に65歳を迎えた従業者がいる場合の給与総額の計算方法

例）Ａ社は、従業者の給与を毎月末日締めで翌月10日に支給している。この会社に勤めているＸ氏は８月７日に65歳の誕生日を迎えた。

このときの給与総額を計算する場合は、９月10日以後に支払われた給与等については非課税として計算します。

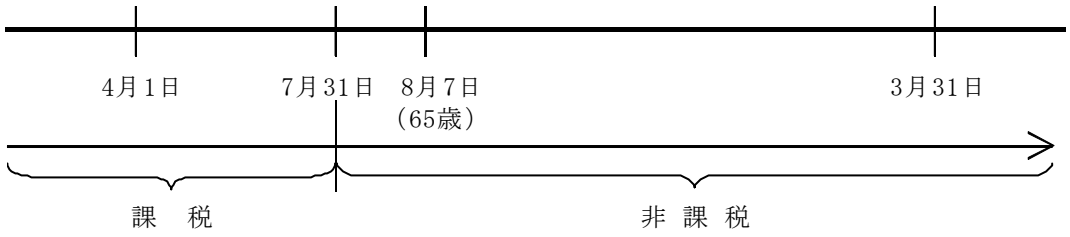


イ　雇用改善助成対象者

年齢55歳以上65歳未満の従業者のうち、次に掲げる者に対する給与等については、給与等の額の２分の１に相当する額を従業者給与総額から控除します（法701の31①五）。

(ｱ) 高年齢者、障害者その他就職が特に困難な者の雇用機会を増大させるために行われる労働者の雇入れの促進に関する助成に係る者

（雇用保険法62①三、六、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行令２二）

(ｲ) 作業環境に適応させるために訓練を受けた者

（雇用保険法63①三、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律18五）

(ｳ) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法施行令第10条第３号の雇用奨励金の支給に係る者

ウ　出向，派遣社員の取扱い

(ｱ) 出向社員

出向社員に対して支払われる給与等の取扱いについては、その者の労働関係における支配従属、指揮命令、給与の支払い等を総合的に判定して決定します。

例）Ａ社に出向しているＢ社所属のＸ氏に対し、出向元のＢ社から給与等の支払いを行っている場合の取扱いとしては、Ｂ社の課税標準に含みます。

ただし、Ｂ社がＸ氏に対して給与等を支払う代わりに、Ａ社がＢ社にその見返りとして経営指導料等の名目で法人税法上給与として取り扱われる金銭の支払いを行っている場合は、Ａ社が実質的にＸ氏の給与等の支払いを行っていることとなりますので、Ａ社の課税標準に含みます。

また、Ａ社、Ｂ社がＸ氏に対し給与等の支払いをそれぞれ一部ずつ負担している場合は、それぞれの支払いに応じた額を課税標準に含みます。

(ｲ) 派遣社員

派遣社員に関しては、その派遣元との間で雇用関係、指揮監督関係が維持されていると考えられますので、派遣元の課税標準に含むことになりますが、派遣先との間で労働契約関係がある場合は、出向社員と同様の取扱いとなります。

外国又は課税区域外に長期間（算定期間を超えて行われるもの）出張、又は派遣している社員に対して支払われる給与等については課税標準から除かれます。

エ　パートタイマー（短期間雇用者）の取扱い

パートタイマーであるかどうかの判断については、その形式的な呼称によるものではなく、勤務の状態によって判断します。目安としては、雇用期間の長短にかかわらず、概ね

勤務時間が正社員の３／４未満の者とします。

このパートタイマーについては、免税点判定時の従業者数には含めませんが、支給された給与等は従業者割の課税標準となる従業者給与総額には含めます。

オ　役員の取扱い

65歳以上の従業者に支払われる給与等については、高齢者の雇用促進の観点から、前述アのとおり非課税とされていますが、役員については、65歳以上や障害者であっても課税の対象となります。

また、使用人兼役員については、使用人としての立場で支払われた給与等が経理上明瞭に区分されている場合においてのみ非課税となります。

ただし、利益処分として役員に支払われる賞与については、経理上損金扱いとなっていませんので給与総額には含めません。

カ　給与所得と事業所得とを有する従業者の取扱い

保険外交員のように給与所得と事業所得の両方を有する従業者については、業者数に含め、給与所得として支払われた分のみを従業者給与総額に含めます。

キ　従業者数の変動が激しい場合の免税点の判定

従業者割の免税点判定は、原則として課税標準の算定期間の末日現在で行うこととされていますが、算定期間内で従業者数の変動が著しい場合（最大時の従業者数が、最小時のそれの２倍を超える場合）においては、算定期間に属する月ごとの末日現在における従業者数の合計をその月数で割った数により免税点判定を行います。

例）事業年度が４月１日から３月31日までの法人における各月末ごとの従業者数が次のとおりの場合、従業者割の判定となる従業者数は以下のとおり計算します。

（単位：人）

| 月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 従業者数 | 110 | 131 | 135 | 151 | 145 | 145 | 132 | 101 | 51 | 43 | 54 | 55 | 1,253 |

151人（７月）＞ 43人（１月）×２（← 従業者数最大の月が最小の月の２倍超）

免税点判定のための従業者数

1,253人／12か月 ＝ 104人（ ＞ 100人）

…　この法人の従業者数は免税点を超えるので、課税となります。

ク　未払金として処理されている給与等の取扱い

従業者に対して既に支払義務が生じている給与等については、それが実際に従業者に対して支払われているか否かにかかわらず、従業者給与総額に含めて計算します。

【従業者割に関する従業者の取扱い】

| 項　　目 | | 免税点判定<br>（従業者数） | 課税標準<br>（従業者給与総額） | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|
| 65歳以上の者（役員を除く） | | × | × | これらの者は非課税です。 |
| 障害者（役員を除く） | | × | × | |
| 役員 | 役員・使用人兼務役員<br>（65歳以上の者を含む） | ○ | ○ | 利益処分としての役員賞与は、従業者給与総額に含めません。<br>なお、使用人兼役員は、役員として取り扱います。<br>この場合、使用人として支払われた給与等も従業者給与総額に含めます。 |
| | 非常勤役員 | ○ | ○ | |
| | 数社の役員を兼務する役員 | ○<br>（それぞれの会社に含む） | ○<br>（それぞれの会社に含む） | |
| | 無給の役員 | × | × | |
| 雇用改善助成対象者 | | ○ | 1/2 控除 | 従業者給与総額を計算する際には、注意が必要です。 |
| 事業専従者 | | ○ | ○<br>（事業専従者控除を含む） | |
| 臨時従業員 | | ○ | ○ | 「パートタイマー」の定義は、前述エを参考にしてください。 |
| パートタイマー（短期間雇用者） | | × | ○ | |
| 出向 | 出向元が給与を支払う | ○<br>（出向元に含む） | ○<br>（出向元に含む） | 法人税法上の取扱いと同様になります。 |
| | 出向元が給与を払うが，出向先が出向元に給与相当分の金銭を支払う | ○<br>（出向先に含む） | ○<br>（出向先に含む） | |
| | 出向元と出向先がそれぞれ一部負担 | ○<br>（主たる給与を支払う 側） | ○<br>（それぞれの会社に含む） | |
| 外国又は課税区域外への派遣 又は長期の出張 | | × | × | |
| 派遣社員 | | ○<br>（派遣元に含む） | ○<br>（派遣元に含む） | 課税区域外への派遣は除きます。 |
| 休職中の従業者 | | ○ | ○ | 給与等の支払いを受けた場合のみ含みます。 |
| 中途退職者 | | × | ○ | |
| 外交員（保険） | 事業所得のみの者 | × | × | |
| | 給与所得と事業所得を有する者 | ○ | ○<br>（給与所得分のみ含む） | |
| 鉄道の運転手又は車掌、列車内の食堂等の従業者 | | ○<br>（主たる給与等を支払う事業所等に含む） | ○<br>（主たる給与等を支払う事業所等に含む） | |
| 専ら非課税施設に勤務する従業者 | | × | × | |
| 課税施設と非課税施設の兼務従業者 | | ○<br>（算定期間の末日において、課税対象施設に従事している場合は含む） | ○<br>（課税対象施設に従事していた分に係る給与等を含む） | 算定期間の中途における用途変更により課税・非課税の両方の期間を有する場合は、課税施設であった期間に係る給与総額を算入してください。 |

※　○ …… 免税点判定（従業者数）／課税標準（従業者給与総額） に含める。

×　…… 免税点判定（従業者数）／課税標準（従業者給与総額） に含めない。

## 4　税率

事業所税の税率は、次のとおりです（法701の42）。

(1) 資産割

事業所床面積１㎡につき**600円**

(2) 従業者割

従業者給与総額の**100分の0.25**

## 5　免税点

(1) 免税点

課税標準の算定期間末日の現況において、次に掲げる事業所等については課税されません（法701の43①）。

ア　資産割

市内に有する事業所等の事業所床面積の合計（建物の名義は問いません。）が、**1,000㎡以下**の事業所等

イ　従業者割

市内に有する事業所等に従事する従業者の合計人数が、**100人以下**の事業所等

なお、この判定については、資産割、従業者割それぞれにおいて、非課税となる事業所床面積又は従業者人数を除いて判定し、課税標準の特例により控除される事業所床面積は含めて判定します。その結果、資産割、従業者割のいずれか一方が免税点を超えている場合は、その免税点を超えている資産割又は従業者割が、両方とも免税点を超えている場合はその両方が課税となります。

**また、免税点はいわゆる基礎控除とは異なりますので、申告に当たっては免税点を超えている部分だけではなく、全体の事業所床面積又は従業者給与総額が課税の対象となります。**

(2) 共同事業の免税点判定

ア　みなし共同事業の場合（法701の32②、令56の75②）

特殊関係者を有することにより共同事業とみなされる事業については、当該みなし共同事業において特殊関係者を有する者及び特殊関係者が使用しているそれぞれの事業所等における事業所床面積、従業者数を合計して判定します。

なお、特殊関係者については、後述の**「Ⅲ　みなし共同事業」**をご覧ください。

イ　みなし共同事業以外の共同事業の場合（令56の75①）

ア以外の共同事業を行っている場合の免税点判定は、当該共同事業に係る事業所床面積又は従業者数に、その者の当該損益分配の割合を乗じて得た面積又は数で判定します。

ウ　事業所等が他の市町村とまたがっている場合（令56の74①）

旭川市と他の市町村とにまたがって存在する事業所等に係る事業所税の免税点判定は、次のように行います。

(ｱ) 資産割

旭川市に所在する部分に係る事業所床面積に相当する面積で判定します。

(ｲ) 従業者割

当該事業所等で従事する従業者数に、当該事業所等の事業所床面積に対する旭川市所在部分の事業所等床面積の割合を乗じて得た数で判定します。

エ　企業組合又は協業組合の場合（法701の43②）

企業組合又は協業組合の事業所等に対する免税点判定については、組合員が企業組合又

は協業組合の組合員となった際にその者の事業の用に供されていた事業所等であり、かつ、その者が引き続き事業の主宰者として企業組合又は協業組合の事業に従事している場合には、当該事業所等ごとに行います。

(3) 免税点以下の申告

(1)のとおり免税点以下の場合、課税にはなりませんが、のいずれかに該当する事業所等については、申告のみしていただく必要があります（条146④、規６二）。

ア　資産割

市内に有する事業所床面積の合計（建物の名義は問いません。）が、**800㎡以上1,000㎡以下**の事業所等

イ　従業者割

市内に有する事業所等に従事する従業者の合計人数が**80人以上100人以下**の事業所等

## 6　非課税

(1) 非課税の範囲

事業所税における非課税施設には、地方公共団体や土地改良区のようにその事業を行う者の人的な特性に着目して非課税とする「人的非課税」と、従業者のための福利厚生施設や一定の社会福祉施設のようにその用途に着目して非課税とする「用途非課税」とがあります。

なお、その範囲については別冊参考資料**「別表１」**をご覧ください。

(2) 非課税の判定日

事業所税の非課税規定の適用があるかどうかは、課税標準の算定期間の末日の現況により判定します（法701の34⑥）。

資産割を計算する上で、算定期間の中途において非課税施設の適用を受ける施設に該当することとなった場合は、月割計算することなく事業所床面積の全部が非課税となりますが、逆に非課税の適用を受けていた施設が算定期間の中途においてその適用を受けなくなった場合は、月割計算することなく事業所床面積の全部が課税対象となります。

なお、算定期間の中途で事業所等を廃止した場合は、その直前に行われていた事業が非課税の対象となるかで判定します。

また、従業者割を計算する上で、算定期間中に非課税施設から課税施設に変更となった場合や、その逆の場合は、当該施設が課税対象であった期間に支払われた従業者給与総額は課税対象に含め、非課税対象であった期間に支払われた従業者給与総額は非課税となります。

(3) 消防設備・防災設備等の取扱い

消防法施行令別表第１に掲げられる防火対象物のうち、次表の用途に使用される事業所用家屋（特定防火対象物）に設置された別冊参考資料**「別表４」**中の消防設備又は防災設備に限り、その床面積が非課税の対象となる場合があります（法701の34④、令56の43）。

この非課税の適用を受ける際には、消防署へ消防・防災施設等に係る「確認願」及び建物平面図（消防設備、防災施設の記載があるもの）を提出していただくとともに、現地調査による確認をさせていただきます。この場合の避難通路等の防災施設の面積は、内壁から内壁までの通路の使用幅（有効幅員）で計算します。

消防法施行令別表第１（抜粋）

| 項 | 特定防火対象物 |
|---|---|
| 1 | イ　劇場、映画館、演芸場又は観覧場<br>ロ　公会堂又は集会場 |
| 2 | イ　キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの<br>ロ　遊技場又はダンスホール<br>ハ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第５項に規定する性風俗関連特殊定業を営む店舗等で一定のもの<br>ニ　カラオケボックス等で一定のもの |
| 3 | イ　待合、料理店その他これらに類するもの<br>ロ　飲食店 |
| 4 | 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場 |
| 5 | イ　旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの |
| 6 | イ　病院、診療所又は助産所で一定のもの<br>ロ　老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、障害児入所施設等で一定のもの<br>ハ　老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム、更生施設、助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童発達支援センター、児童心理治療施設、身体障害者福祉センター、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、幼稚園又は特別支援学校等で一定のもの |
| 9 | イ　公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの |
| 16 | イ　複合用途防火対象物のうち、その一部が１項から４項まで、５項イ、６項又は９項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの |
| 16の２ | 地下街 |
| 16の３ | 建築物の地階（16の２項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道を合わせたもの（１項から４項まで、５項イ、６項又は９項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。） |

## 7　課税標準の特例

(1) 課税標準の特例の範囲

事業所税においては、非課税措置と同様に、その創設の趣旨及び目的から、事業所税を軽減すべきものと考えられる特定の事業所等に対しては、協同組合のようにその事業を行う者の人的な特性に着目した「人的な課税標準の特例」と旅館業法に規定するホテル等のようにその用途に着目した「用途による課税標準の特例」とがあります。

なお、その範囲については別冊参考資料**「別表２」**をご覧ください。

(2) 課税標準の特例の判定日

課税標準の特例を受けるかどうかの判定は、前述の非課税と同様に算定期間の末日現在の現況によります。

(3) 課税標準の特例の適用順位

課税標準の特例が適用となる施設で、その適用が重複する場合には、次の優先順位で適用します（令56の71、令附16の２の10）。

| 順位 | 対象条項 | 対象施設等 |
|---|---|---|
| 1 | 法701の41①各号 | 別冊参考資料の**別表２**参照 |
| 2 | 法701の41② | |
| 3 | 法附33 | |

なお、第１項内での重複適用はありません。

## 8　減免

(1) 減免の範囲及び申請

天災その他特別の事情がある場合において事業所税の減免を必要とすると認める者その他特別の事情がある者で、条例及び施行規則に該当する場合は、減免措置を受けることができます（法701の57、条149①、規４、規別表第４）。

対象となる事業所等については別冊参考資料「**別表３**」を御覧ください。

また、減免措置を受けようとする場合は、納期限までに申請書及びその事由を証する書類を提出していただく必要があります（条149②）。

(2) 減免の判定日

減免の適用が可能かどうかは算定期間の末日の現況により判定します。

## 9　税額計算

事業所税の税額は、次のとおり計算します。

(1) 資産割額

ア　課税標準の算定期間の月数が12月の場合

$$\left[\boxed{\text{課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積}} - \boxed{\text{非課税となる事業所床面積}} - \boxed{\text{課税標準の特例適用となる控除床面積}}\right] \times \overset{\text{(税率)}}{600} = \boxed{\text{資産割額}}$$

イ　課税標準の算定期間の月数が12月未満の場合

$$\left[\boxed{\text{課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積}} - \boxed{\text{非課税となる事業所床面積}} - \boxed{\text{課税標準の特例適用となる控除床面積}}\right] \times \frac{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}{12} \times \overset{\text{(税率)}}{600} = \boxed{\text{資産割額}}$$

(2) 従業者割額

$$\left[\boxed{\text{課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額}} - \boxed{\text{非課税となる従業者給与総額}} - \boxed{\text{課税標準の特例適用となる控除従業者給与総額}}\right] \times \frac{\overset{\text{(税率)}}{0.25}}{100} = \boxed{\text{従業者割額}}$$

(3) 事業所税の税額

$$\boxed{\text{(1) 資産割額}} + \boxed{\text{(2) 従業者割額}} = \boxed{\text{事業所税の税額}}$$

(4) 端数処理

課税標準となる事業所床面積に100分の１㎡未満の端数が生じた場合や、従業者給与総額に1,000円未満の端数が生じた場合は、それぞれその端数を切り捨てて計算します。また、税額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます（法20の４の２①・③)。

### 10　申告納付等

事業所税の課税標準が免税点を超える場合は、次の申告納付期限までに、課税標準、税額等の必要事項を記載した申告書を市に提出し、かつ、申告した税額を納付してください（法701の46、法701の47)。

また、「**5　免税点**」のところで触れましたように、免税点以下であっても申告していただく場合がありますので、御注意ください（条146④、規６二)。

| | | |
|---|---|---|
| 申告納付期限 | 法人 | 事業年度終了の日から２月以内 |
| | 個人 | 翌年の３月15日（事業の廃止の場合は、廃止日から１月以内) |

## Ⅲ　みなし共同事業

### 1　みなし共同事業の考え方

特殊関係者を有する者がある場合において、当該特殊関係者が行う事業が次のＡ～Ｃの要件すべてに該当するときには、事業所税の賦課徴収については、その者及び当該特殊関係者の共同事業または共同行為とみなします（法701の32②、令56の21)。

Ａ　同一家屋要件：特殊関係者が行う事業が、当該特殊関係者を有する者又はその他の特殊関係者が事業を行う事業所等が存する家屋内で行われている。
Ｂ　意　思　要　件：当該特殊関係者を有する者と意思を通じて行われている。
Ｃ　租税回避要件：それぞれ単独で免税点判定をした場合、事業所税の負担を減少させる結果になる。

これらは事業所税の課税において、一律に課税標準を捉えて課税することとした場合に、単に事業の形態が異なるということのみのために税負担を免れる者が生じることを防ぐことにより、実質的な租税負担の公平を確保するために設けられた規定です。

この場合の免税点判定については、共同事業とみなされた事業に係る事業所床面積及び従業者数により判定します。

例）特殊関係者を有するＡ社と当該特殊関係者であるＢ社があります。Ｃビルを事務所としてＡ社が1,400㎡、Ｂ社が700㎡をそれぞれ使用している場合、免税点判定及び課税標準額は次のようになります。

ただし、非課税及び課税標準の特例面積はないものとします。

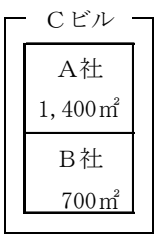


免税点判定

A社：1,400㎡ ＋ 700㎡ ＝ 2,100㎡ ＞ 1,000㎡

B社： 700㎡ ＜ 1,000㎡

資産割額

A社：1,400㎡ × 600円 ＝ 840,000円

B社：税額なし（免税点以下）

しかし、B社からみてもA社が特殊関係者に当たる場合は、B社の課税の考え方は次のとおりとなります。

免税点判定

B社： 700㎡ ＋ 1,400㎡ ＝ 2,100㎡ ＞ 1,000㎡

資産割額

B社： 700㎡ × 600円 ＝ 420,000円

## 2　特殊関係者

ある納税義務者（以下「判定対象者」といいます。）からみて、特殊関係者に当たるのは、次のいずれかに該当する者をいいます（法701の32②、令56の21①）。

(1) 特殊関係者に当たる個人

ア　判定対象者の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹

イ　アに掲げる者以外の判定対象者の親族（６親等以内の血族及び３親等以内の姻族）で、判定対象者と生計を一にし、又は判定対象者から受ける金銭その他の財産により生計を維持している者

ウ　ア・イに掲げる者以外の判定対象者の使用人その他の個人で、判定対象者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持している者

エ　判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人（ア・イに掲げる者を除く。）及びその者とア～ウのいずれかに該当する関係がある個人

オ　判定対象者が同族会社である場合で、その判定の基礎となった株主又は社員である個人及びその者とア～エのいずれかに該当する関係がある個人

(2) 特殊関係者に当たる法人

ア　判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社

例）100％出資の子会社

親会社（判定対象者）→（100％出資）→ 子会社（特殊関係者）

イ　判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主又は社員（これらの者と(1)ア～エに該当する個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社

## 3　同族会社の判定

(1) 同族会社

同族会社とは、３人以下の株主等並びにこれらと特殊関係のある個人及び法人が有する株式の総額又は出資の金額の合計額が、その会社の発行済株式の総額又は出資金額の50％超に相当する会社をいい、法人税法第２条第10号に規定する「同族会社」と同義です。

(2) 同族会社の判定

「特殊関係のある個人及び法人」とは、法人税法施行令第４条第１項に掲げる者及び第２項に掲げる会社（以下「同族関係者」といいます。）のことをいい、同族会社であるか否かは、その会社の株主等の一人と当該株主等の同族関係者を一つのグループとして捉え、そのような株主グループ３個の所有する株式の総数が、の会社の発行済株式の総数の50％を超えるか否かによって判定します。

また、３個の株主グループのうち第１順位及び第２順位の株主グループの所有する株式の総数が、その会社の発行済株式の総数の50％を超える場合の第３順位のグループ、又は第１順位の株主グループの所有する株式の総数のみでその会社の発行済株式の総数の50％超となる場合の第２・第３順位の株主グループは、その会社が同族会社であるか否かの判定には関与しなかったものとされます。

ただし、２以上の株主の株数が同数である場合には、すべて同順位と考え判定対象に含めます。

例）甲会社の発行済株式を次のような比率で所有している場合、甲会社からみて特殊関係者となる範囲は次のとおりです。

①（判定対象者）（株主等）（順位）

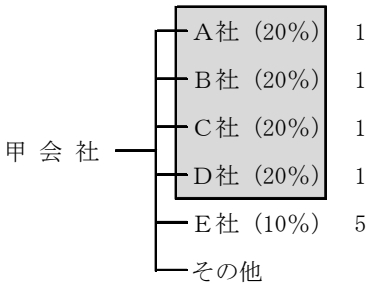


②（判定対象者）（株主等）（順位）

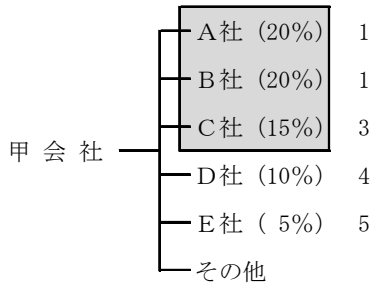


③（判定対象者）（株主等）（順位）

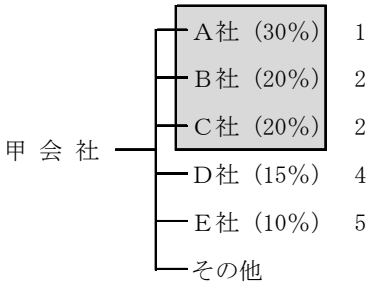


④（判定対象者）（株主等）（順位）

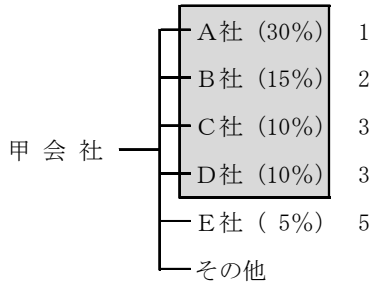


※　甲会社からみた特殊関係者の範囲は、①及び④においてはＡ社～Ｄ社の４社、②及び③においてはＡ社～Ｃ社の３社となります。

(3) 同族関係者

同族関係者とは、次の者をいいます。

ア　個人である同族関係者

(ｱ) 株主等の親族

(ｲ) 株主等とまだ婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

(ｳ) 個人株主等の使用人

(ｴ) (ｱ)～(ｳ)に掲げる者以外の者で株主等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

(ｵ) (ｲ)～(ｴ)に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

イ　法人である同族関係者

(ｱ) 株主等の１人が、他の会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の50％超の数又は金額の株式又は出資を有する場合における当該他の会社

(ｲ) 株主等の１人及びこれと(ｱ)の特殊関係のある会社が、他の会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の50％超の数又は金額の株式又は出資を有する場合における当該他の会社

(ｳ) 株主等の１及びこれと(ｱ)、(ｲ)に掲げる特殊関係のある会社が、他の会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の50％超の数又は金額の株式又は出資を有する場合における当該他の会社

株主等が単独で有する株式又は出資金額が少ない場合でも、他の株主等の同族関係者に該当し、同族会社の判定の基礎となる株主グループに取り込まれた場合は、特殊関係者及び特殊関係者を有する者の判定の対象となります。

## Ⅳ　事業所等の新設・廃止に係る申告

市内において事業所等を新設又は廃止した場合には、当該新設又は廃止した日から１月以内に次の事項を記載した申告書を提出してください（条147①）。

(1) 住所又は事業所等の所在地、氏名又は名称及び法人番号

(2) 事業所等の所在地及び事業年度

(3) 事業所等の事業所床面積及び従業者数

(4) 新設し、又は廃止した日

(5) その他市長が必要と認める事項

## Ⅴ　事業所等の貸付申告

自己の所有する事業所用家屋の全部又は一部を他の事業者に貸し付けている場合は、当該貸付を行うこととなった日から１月以内に、必要事項を記載した「事業所用家屋の貸付（使用状況）申告書」を提出してください（条147②）。

この申告書の提出に際して、新たに貸付が行われた場合や、契約内容等の変更がなされた場合には、「建物平面図」、「契約書の写し」を添付してください。

また、2棟以上の事業所等を貸し付けている場合は、1棟ごとに申告書を作成してください。

この申告書を提出された方が、自ら使用している事業所等の申告をする場合には、自己の事業所用家屋の事業所床面積から貸付部分の事業所床面積を差し引いて申告してください。

## Ⅵ　更正、修正申告及び延滞金等

### 1　更正、決定及び期限後申告

申告書又は修正申告書の提出があった場合において、当該申告書と修正申告書に係る課税標準額又は税額が、市長の調査したところと異なる場合には、市長がこれを更正することとされています（法701の58①）。

また、申告期限までに申告書の提出がない場合には、市長はその調査によって申告すべき課税標準額及び税額を決定し課税します（法701の58②）。

ただし、申告納付期限後であっても、決定の通知があるまでは、申告納付することができます（法701の49①）。

### 2　修正申告及び更正の請求

申告書若しくは修正申告書を提出した者又は更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は税額に不足がある場合には、修正申告書を提出するとともに、不足税額を納付しなければならないとされています（法701の49②）。

また、既に行った申告に係る課税標準額又は税額が過大であった場合には、当該申告の法定納期限から５年以内に限り、更正の請求を行うことができます（法20の９の３①）。

### 3　延滞金

税額の更正若しくは決定があった場合又は納期限後に納付する場合には、当該更正による不足税額、決定された税額又は納期限後に納付する税額に加算して延滞金を納付することとされています（法701の59②・701の60①、法附３の２①）。

延滞金額の計算については、次の(1)～(3)のとおり行いますが、ＡとＢの割合については次のとおりです。

【平成11年12月31日までに対応する期間】

Ａ：年7.3％の割合

Ｂ：年14.6％の割合

【平成12年１月１日から平成25年12月31日でに対応する期間】

Ａ：前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第１項第１号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年４％を加算した割合

Ｂ：年14.6％の割合

【平成26年１月１日以後に対応する期間】

Ａ：年7.3％の割合を上限として、延滞金特例基準割合（各年の前年に租税特別措置法第93条第２項の規定により告示された割合に年１％を加算した割合）に年１％を加算した割合

Ｂ：年14.6％の割合を上限として、延滞金特例基準割合に年7.3％を加算した割合

(1) 申告期限までに申告し、かつ、当該期限後に納付した場合

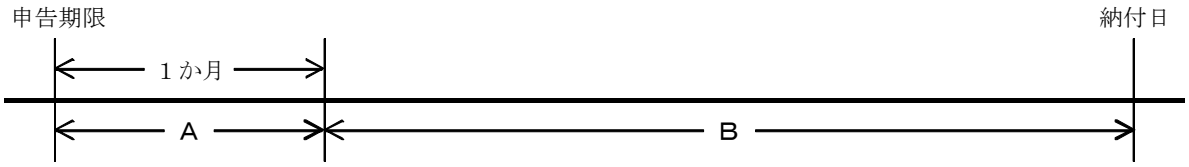

(2) 申告期限後に申告、又は修正申告をした場合

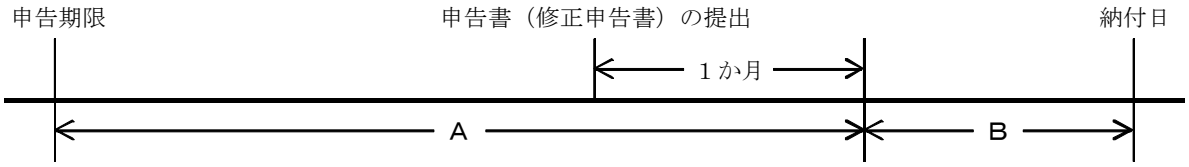


注）この場合、延滞金に加え、後述の加算金が加算されます。

(3) 更正又は決定があった場合

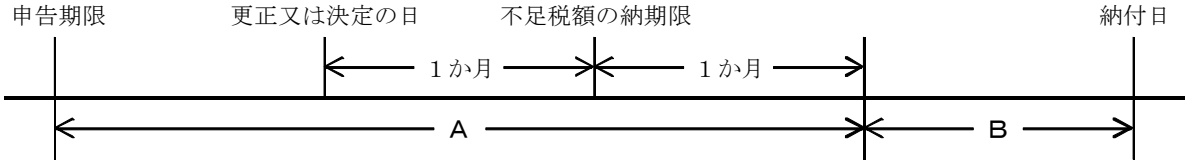


注）この場合、延滞金に加え、後述の加算金が加算されます。

## 4　加算金

(1) 過少申告加算金（法701の61①）

期限内に申告書の提出をした場合において、当該申告書の税額が過少であるため、修正申告書の提出を行ったとき又は更正があったときは、増加した税額の10％相当額が過少申告加算金として課されます。

また、当該増加した税額が、期限内に提出した申告書に係る税額又は50万円のいずれか高い金額を超える場合には、当該超える部分に対する過少申告加算金の割合は15％に加算されます。

(2) 不申告加算金（法701の61②・③・④・⑥）

期限内に申告がない場合において、期限後申告をしたとき若しくは決定があったとき又はこれらの後に修正申告書の提出若しくは増額の更正があったときは、増加した税額の15％相当額が不申告加算金として課されます。

また、当該増加した税額が50万円を超え300万円以下の場合には、当該超える部分に対する不申告加算金の割合は20％に、300万円を超える場合には、当該超える部分に対する不申告加算金の割合は30%にそれぞれ加算されます。

なお、期限後申告があった場合又は修正申告書の提出があった場合において、その申告書の提出が市長の更正又は決定を予知してされたものでないときは、上記にかかわらず、不申告加算金の割合が５％となります。

(3) 重加算金（法701の62①・②）

上記(1)の過少申告加算金が課される場合で、それが課税標準額の計算の基礎となる事実の全部又は一部を隠ぺい又は仮装したことによるものであるときは、過少申告加算金に代えて、増加した税額の35％相当額の重加算金が課されます。

また、上記(2)の不申告加算金が課される場合で、それが課税標準額の計算の基礎となる事実の全部又は一部を隠ぺい又は仮装したことによるものであるときは、不申告加算金に代えて、増加した税額の40％相当額の重加算金が課されます。

(4) 不申告加算金及び重加算金の加算措置（法701の61⑤、法701の62③）

過去５年以内に(2)の不申告加算金（市長の決定を予知せずに期限後申告又は修正申告をした場合を除く。）又は(3)の重加算金を課された者が、更に不申告加算金（市長の決定を予知せずに期限後申告又は修正申告をした場合を除く。）又は重加算金が課されることとなった場合には、それぞれの加算金の割合は10％加算されます。

**本税以外の延滞金や加算金の対象とならないよう、申告期限までに、正しい申告の上、納付をしてください。**

**以上、事業所税の概略を説明してまいりました。御不明な点や御質問等がございましたら、お気軽に税務部市民税課法人係（電話0166-25-5758）までお問い合わせください。**